

# 開催概要

## 01. 概要

### 名称

島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会2026

### 開催趣旨

島根県内に事業拠点がある食品・工芸品等関連事業者のために、ビジネスマッチングの場を提供します。県内外に島根県の食とものづくりをPRし、2日間のイベントで県産品の魅力を発信し、しまねブランドの価値向上と地域経済の活性化を目指します。

### 主催

しまね信用金庫、島根中央信用金庫、日本海信用金庫、島根県(しまねブランド推進課)

### 会期

令和8年3月6日(金) 10:00~16:00

令和8年3月7日(土) 10:00~16:00

### 会場

くびきメッセ 1階大展示場 (島根県松江市学園南一丁目2番1号)

### 出展事業者数

120社(予定)

※予定数以上の申込があった場合は審査に基づき出展事業者を決定いたします。

### 内容

令和8年3月6日(金)商談会(展示商談・個別商談)

令和8年3月7日(土)物販会

# 開催概要

## 02. 募集内容

### 1日目 令和8年3月6日(金)展示商談会

#### (1) 展示商談(事前登録制)

- 事業者は、自社ブースを構えてフリー商談を行います。

#### (2) 個別商談(事前登録制)

- 個別商談を希望するバイヤーを対象とした商談です。
- 商談時間は1商談あたり20分です。
- 受けられる商談は1社あたり最大6商談です。
- 個別商談先の決定までの流れは下記のとおりです
  - ① 事業者は、申込フォームで個別商談の希望の有無を入力。
  - ② バイヤーは、個別商談を希望する事業者を選択。
  - ③ 事務局にて個別商談先を調整し、商談時間割を作成。

その後、決定した時間割をご案内。

※(1)、(2)に参加できるバイヤーは、商談を目的とした、スーパー、百貨店、卸、飲食店等のバイヤーとします。

### 2日目 令和8年3月7日(土)物販会

#### (3) 物販会

- 一般の方を対象とした物販会です。
- 事業者は、自社ブースを構え販売を行います。

# 開催概要

## 03. 出展者募集 -1

### 出展対象事業者

- 食品等製造事業者
- 農林漁業者
- 工芸品等製造事業者

### 出展要件

#### 【全参加者共通事項】

- 会期後の商談内容（件数、金額等）及び物販会の販売実績（売上金額等）に関する実施報告を行えること
- 担当者による当日の対応ができる
  - ・資材等の搬入搬出作業ができること
  - ・会期中、会場での来場者対応ができること
  - ・商品のみでの展示不可

#### 【食品等製造事業者・農林漁業者】

- しまね食品バイヤーズカタログに当商談会で商談予定の一押し商品を登録していること

※登録方法は島根県ホームページ内「しまね食品バイヤーズカタログの登録手順書」をご覧ください。

- しまね食品バイヤーズカタログのメーカー登録がお済みでない方は、メーカー登録からの手続きが必要ですが余裕をもってご登録をお願いいたします

#### ①出展対象事業者（以下のいずれかに該当するもの）

- 島根県内に事業拠点がある食品及び飲料品の加工製造事業者  
（委託により加工製造をされた食品及び飲料品を扱う事業者を含む）
- 島根県内の農林漁業者

#### ②出展可能産品（参加者自ら生産・製造する商品または自主企画商品で下記のいずれかに該当するものに限り）

- 島根県産の農林水産品を主原料として加工製造された食品及び飲料品
- 島根県内で加工製造された食品及び飲料品
- 島根県産の農林水産品

#### ③食品表示

- 食品表示法等の関係法令を遵守していること
- 食品表示法の新たな「食品表示基準」に対応していること

#### 【工芸品等製造事業者】

##### ①出展対象事業者

- 島根県内に事業拠点がある工芸品等製造事業者  
（委託により加工製造された商品を扱う事業者を含む）

# 開催概要

## 03. 出展者募集 -2

### 各商談ブース設備

#### 展示商談ブース

- 1ブースには、システムパネル、社名看板1枚、長机 (W1800mm×D450mm) 1台、椅子2脚、白布1枚を設置します。

※コンセント (100V/1KW未満、差込口1個) は希望者のみ設置します、希望する場合は後日ご案内する電気使用申込書に必ず記入ください。

※雑壇 (コーカン棒) はオプション (別料金) となります。

#### 個別商談ブース

- 各ブースには、長机、椅子 (4脚) を設置します。

### 試飲・試食提供について

#### 【展示・商談ブース(1日目)/物販会ブース(2日目)】

- 会場内での裸火の使用、ガスボンベ等引火・爆発の危険性のある物品の使用は原則として禁止します。やむを得ず使用される際は、事務局に申請を行ってください。  
※消防署への申請等手続き・防火措置等要
- 電磁調理器等の調理器具を持ち込むことは可能です。※別途申請要

#### 【簡易調理スペース】

- 商談会場とは別に簡易調理スペースを設けます。簡易調理スペースは共同スペースになります。
- 簡易調理スペースは裸火使用不可とします。
- 冷蔵庫、冷凍庫を1台ずつ設置予定です。

### 応募締切

令和7年10月10日 (金)

### 出展料

令和8年3月6日(金) 商談会: 10,000円(税込)

令和8年3月7日(土) 物販会: 5,000円(税込)

※出展料以外に生じる費用は自己負担となります。

※商談会については、県主催の島根県産品展示商談会に初回・2回目の参加事業者は無料です。

※原則2日間の参加をお願いいたします。ただし、どちらか一方の参加をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

※島根県が実施する「経営とブランディング講座」参加の加工・製造事業者は、商談会出展料は無料です。(物販会出展料は有料) なお、商談会参加回数に含めます。

### 参加決定

当イベントへの正式な参加決定は、申し込み後に通知する支払い日までに出展料を支払われた時点で決定となります。

なお、参加決定後であっても、参加事業者として不適当と判断した場合、参加を拒否することがあります。

参加できないことで生じた参加予定事業者及び関係者の損害は補償しません。

### 参加取り消し

参加申し込み後の参加取消は、原則として認めません。

また、個別商談会のマッチング決定以降のキャンセルについては、理由によっては次回の出展をお断りする場合があります。

# 開催概要

## 03. 出展者募集 -3

### 注意事項

#### 展示商談ブース

- 1日目の商談会では、会場での商品販売はできません。
- 参加決定後も必要書類の提出等をお願いする場合があります。

### お問い合わせ

島根県内3信用金庫ビジネスフェア・島根県産品展示商談会 2026 実行委員会 事務局

● しまね信用金庫 地域貢献部 担当：伊田・高木

(運営委託：山陰中央テレビジョン放送株式会社)

(運営協力先：株式会社ライトスタッフ)

TEL：080-8233-3212 FAX：0859-31-5506

MAIL：shimane-bf@right-s.net

(電話の受付時間：平日9:00~17:00)  
お問合せは、お急ぎの場合を除きメールにてお願いいたします。

# 出展申込の手順

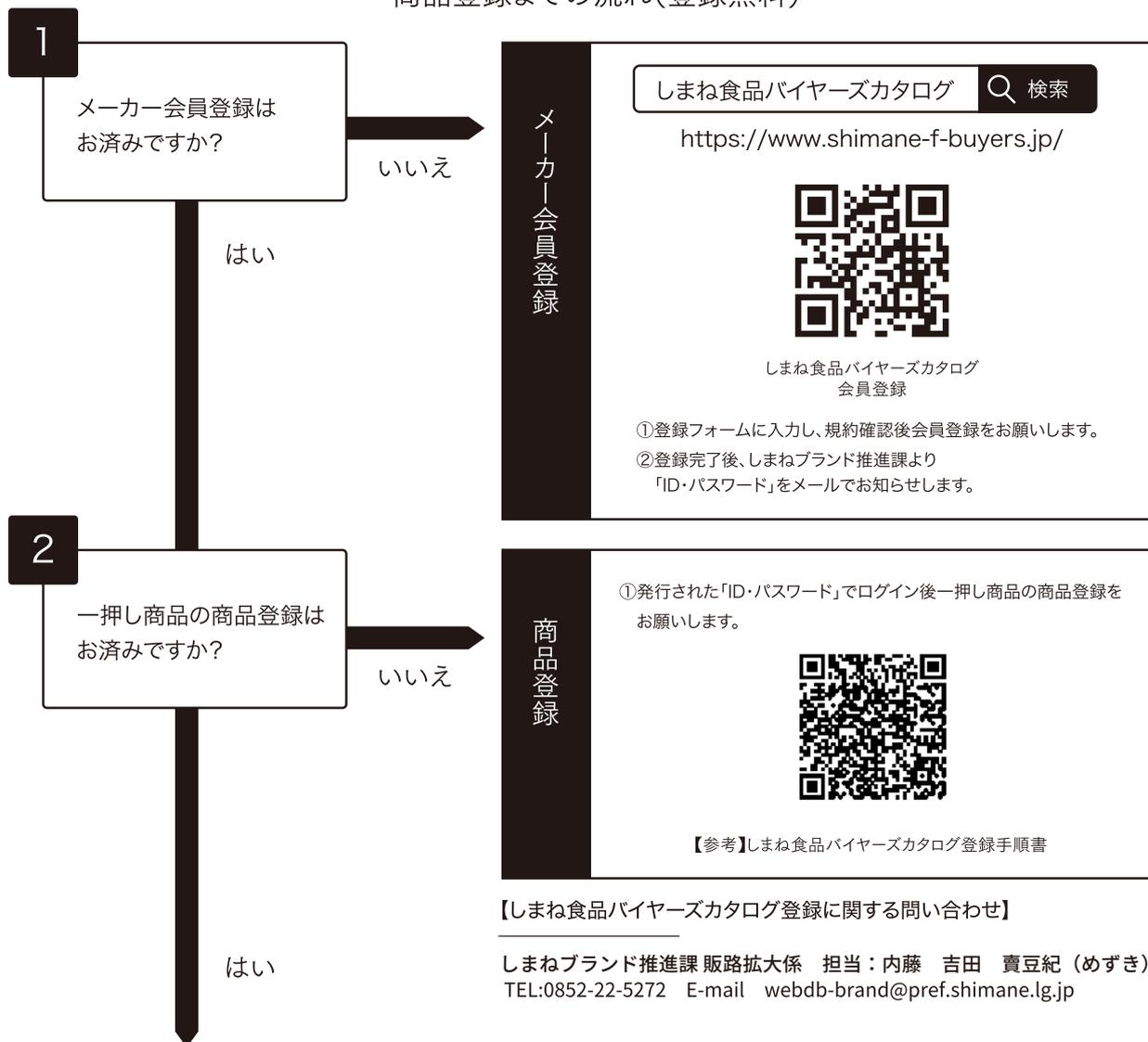
出展申込前に下記の準備をお願いします。

## 【食品等製造事業者・農林漁業者】

- 出展申込締切までに「しまね食品バイヤーズカタログ」への一押し商品の登録をお願いします。

※一押し商品は申込時点で販売されているものに限りです。

### 商品登録までの流れ(登録無料)



### 商品登録済の事業者様へ

申込日までに、最新情報へ更新してください。

一押し商品情報につきましては、しまね食品バイヤーズカタログに登録されている情報から転用いたしますので、登録商品の情報を最新のものに更新していただくようお願いいたします。(内容量、希望小売価格・商品写真等)

## 【工芸品等製造事業者】

- 出展申込フォームで必要になるので、一押し商品の写真を1点、JPEGデータ（2MB以内）の事前準備をお願いします。

※一押し商品は申込時点で販売されているものに限りです。

# 出展申込の手順

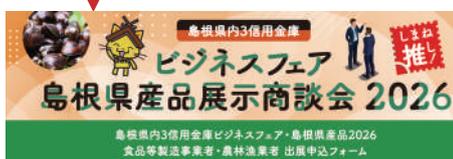
出展はホームページからお申し込みください。  
 各信用金庫のホームページ(トップページ)及び、島根県しまねブランド推進課のホームページに  
 設置しているバナーから申し込むことができます。  
 又はQRコードをお読みください。

ホームページ <https://shimane-kensanpin.com/>



出展事業者の種類をお選びください。

出展申込フォームに入力が必要な情報です。  
 ご確認の上、事前準備をお願いいたします。

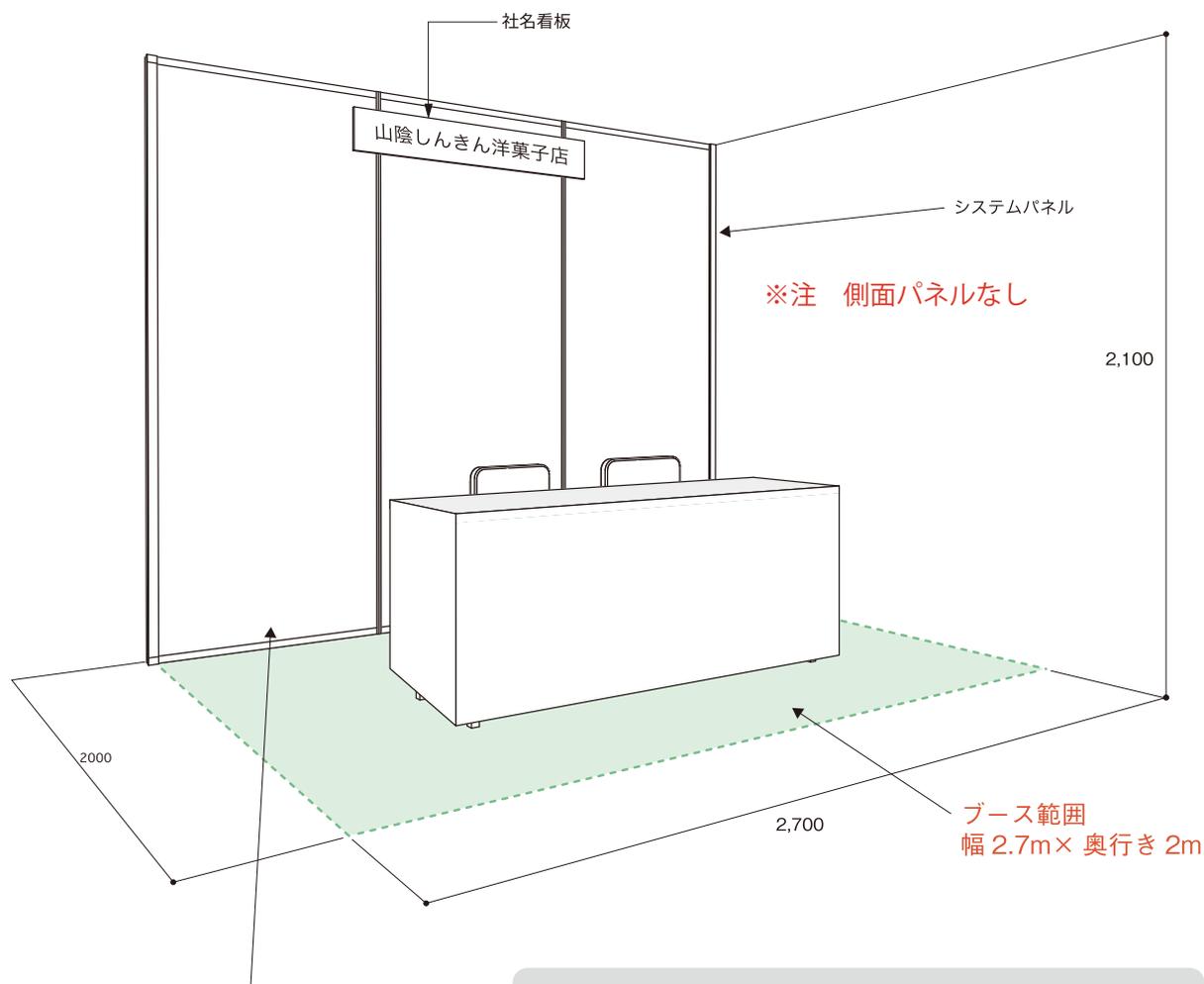


出展申込フォーム

表示されるフォームに必要な事項を入力してください。  
 入力内容をご確認のうえ送信ボタンを押してください。  
 受付完了のメールが返信されます。

出展の決定は後日、事務局からご連絡いたします。

# ブース仕様



コンセント (100V/1kW未満、差込口1個) 希望者のみ設置します。

希望する場合は後日ご案内する電気使用申込書に必ず記入ください。

また1kW (1000w) を超える機器を利用する場合は1kW 電気使用申込書の提出が必要です。

## ● 出展料に含まれる標準備品

展示商談ブース

- ・展示ブース (W2,700×D2,000×H2,100mm) 1小間
- ・システムパネル 3枚
- ・社名看板 1枚
- ・長机 (W1800mm×D450mm) 1台
- ・椅子 2脚
- ・白布 1枚
- ・コンセント (100V/1kW未満、差込1口) 1個

※希望者のみ設置

雛壇 (ヨーカン棒) はオプション (別途料金) となります。

# 出展規約

## ● 出展対象事業者

■食品等製造事業者 ■農林漁業者 ■工芸品等製造事業者

## ● 出展料

6日(金)商談会:10,000円(税込)(初回・2回目の参加事業者は無料)

7日(土)物販会:5,000円(税込)

※出展料以外に生じる費用は自己負担となります。

※商談会については、県主催の島根県産品展示商談会に初回・2回目の参加事業者は無料です。

※原則2日間の参加をお願いいたします。ただし、どちらか一方の参加をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

※島根県が実施する「経営とブランディング講座」参加の加工・製造事業者は、商談会出展料は無料です。(物販会出展料は有料)

なお、商談会参加回数に含めます。

## ● 出展料に含まれるもの

展示ブース使用料、システムパネル、社名看板1枚、長机(W1800mm×D450mm)1台、椅子2脚、白布1枚、

※コンセント(100V/1kW未満、差込1口)は希望者のみ設置します。コンセントは後日にご案内する電気使用申込書に必ずご記入下さい。また1kW(1000w)を超える機器を利用する場合は1kW電気使用申込書の提出が必要です

※雑壇(ヨーカン棒)はオプション(別途料金)となります

## ● 出展料の請求と支払い

事務局による出展申込審査後、出展者に出展料を請求します。出展者は別途指定する期日までに、事務局が指定する方法により支払うものとします。

## ● 出展に伴い生じる出展料以外の各種費用の請求と支払い

出展料以外の費用(基本小間仕様に含まれない備品代金、工事料金、電気料金)につきましては、事務局が業務を委託する業者より出展者に請求します。

## ● 出展の解約

出展申込後の解約は原則として認められません。ただし、やむえない事情により解約する場合は、書面により事務局へ通知することとします。お支払い後、やむを得ない事情により解約となった場合でも、出展料の返金は致しかねますのでご了承下さい。

## ● 出展の規制・取消

本イベントの正常な運営に支障をきたす恐れがあると事務局が判断した場合は、出展を規制・取消することがあります。

※暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。

※公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。

## ● ブース位置の決定

ブース位置は、事務局が配置決定いたします。

## ● ブースの転貸等の禁止

出展者は事務局の承諾なしに、契約ブースの全部または一部を転貸、売買、交換、譲渡することは出来ません。

## ● 会場内の行為の制限

(1) 小間装飾でカセットコンロ・プロパンガス(屋内は8kg以内)など火器を使用する場合は必ず消火器を設置の上、手元に置いて下さい。消火器・非常口・非常ベル・誘導灯等の緊急設備を装飾物などにより塞いだり、障害となる陳列・物品を置かないで下さい。

※詳細につきましては事務局にご連絡ください。

(2) 出展者は、展示会場に適用される防火および安全に関わるすべての規則、法規を厳守しなければなりません。

(3) 出展者の展示や行為について、事務局の定めに従うこと。また、来場者の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れがあると事務局が判断した場合は、出展者は事務局の要求に従い、その展示もしくは行為を中止しなければなりません。この場合、事務局は当該出展者に対し展示費用や出展料の保障などいかなる返金またはその他展示費用負担などの責を負わないものとします。

## ● 会場管理と免責

(1) 事務局は、会場の管理・保全について事故防止の最善の注意を払いますが、出展物および資材などに生じた盗難、紛失、破損や出展者が展示ブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生ずる損失または損害についてその一切の責任を負わないものとします。

(2) 事務局は、販売及び試飲・試食による食中毒事故等が発生した場合について、その一切の責任を負わないものとします。

## ● 個人情報の取り扱いについて

出展者は、事務局が本イベント出展申込書の中で収集した個人情報を、本イベントの開催および次年度以降開催する本イベントにかかる目的の達成に必要な範囲内で利用することに、同意するものとします。

## ● フェアの中止・中断

天災その他の不可抗力によって本イベントが開催不能または継続困難となった場合、事務局の決定により開催を中止または中断することがあります。この場合、事務局は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた一切の損害については責任を負わないものとします。

## ● 規約の遵守

出展者は、事務局が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。万が一規約に違反した場合は、理由の如何に関わらず、出展をお断りする場合があります。この際生ずる損害などに対し、事務局は一切の責任を負わないものとします。